



この省令は、労働基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附 則 （平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 （平成一八年一月二七日厚生労働省令第九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年九月七日厚生労働省令第一一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年三月三十一日厚生労働省令第七六号）

この省令は、労働基準法の一部を改正する法律（令和二年法律第十三号）の施行の日から施行する。

附 則 （令和五年三月三〇日厚生労働省令第三九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。